



278号

2024年

3月27日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <https://odunion.jp>メールアドレス info@odunion.jp

目次： 1～3：団体交渉確認書 4：人事院勧告の影響を受ける教職員数についての質問書回答
5～6：入試などの休日勤務に伴う学童保育サービスに関する要求書回答
6：全大教合同地区単組代表者会議報告 7：ふぁみりいコンサート 8：サイクリングで里山探訪

団体交渉確認書

2024年3月22日に2023年11月30日にもたれた団体交渉の確認書がとりかわされました。

団体交渉確認事項 2023-1

団体交渉に基づく確認事項

岡山大学職員組合（以下「組合」という。）と国立大学法人岡山大学（以下「大学」という。）は、2023年11月30日にもたれた労働組合法第六条に基づく団体交渉結果を以下のように確認した。

1. 物価の上昇に見合った給与

組合は、最近の物価上昇に見合うよう人事院勧告を上回る賃金の上昇を要求した。これに対し大学は、人事院勧告準拠の賃金上昇を実施する。物価上昇により大学の光熱費などかなりの額が予算を上回り、今年度執行見込みは赤字で人事院勧告を上回っての賃金上昇は現状では厳しいと回答した。

組合は、病院の運営費の赤字について質問した。これに対し大学は、基本的に国立大学法人の病院は半数以上が赤字であり、医療水準を高めていくためには設備投資が必要で赤字になっている。大学全体として赤字になる可能性の高い状況のままでは経営を続けられないので、経費節約と収入増加で財務改善を図っていると回答した。

組合は、旧年俸制の教員について給与を引き上げないのか質問した。これに対し大学は、旧年俸制はもともと人事院勧告に準拠しないため今回は引き上げないが、適正な賃金の観点で今後検討していきたいと回答した。

組合は、新年俸制の教職員の給与の対応が令和6年度からになっていることについて、令和5年度から遡及対応しないのか質問した。これに対し大学は、年俸制は基本的にその年度の年俸額で契約して1年間支払うので、契約終了後の4月から新たな年俸額でと考えている、令和6年4月適用の俸給表に月給制と同様の変更を加えると回答した。

組合は、一部の年俸制の特別契約職員についても給与を引き上げないのか質問した。これに対し大学は、特別契約職員のうち俸給表を基にしている教職員は月給制と同様に改正されるが、個別に年俸額を決めて支払われている教職員は変わらないと回答した。

組合は、無期転換した教職員について何年間も給与が上昇していない事例があることに疑問を示した。これに対し大学は、無期転換した教職員は有期のときの最後の待遇をそのまま持ち越すことにな

っている。それらの教職員の昇給制度を設けたいのであれば、それはまた別の話として議論することになると回答した。

組合は、今回の人事院勧告でテレワークの在宅勤務手当の新設が勧告されていることについて大学が何か対応を計画しているのか質問した。これに対し大学は、コロナの位置付けが第5類への移行後もワークライフバランスなどを考えて在宅勤務制度を継続することを決めており、来年度からの在宅勤務手当導入に向けて検討する考えであると回答した。これに対し、組合は、子育てや介護に時間をとられる教職員のことも考えて制度を設計してほしいと要望を伝えた。

2. 教養改革での現場への配慮

組合は、2025年度入学生を対象とした教育改革について、多くの教員が、大きな改革であるにもかかわらず長らく各部局にその内容が示されなかったため困惑していることを伝え、特に担当者の負担が大きいと考えられる「知の探究」について、意義とノウハウとスケジュールを説明することを要求した。これに対し大学は、意見を双方向でやり取りできるような体制をこれからしっかり作っていききたい。教員の負担については、教育の質保証を考えながら、働き方などはしっかり考えていきたい。「知の探究」については、この三学期に試行科目として教育推進機構の先生が実施している。外部評価の委員の先生に入っていてかなり細かく意見をいただいております、「知の探究」に関しても指導いただいている。今後、先生方に対しFDを実施する予定である。スケジュールは、暫定的なものでもなるべく早めに伝えられるよう学部と相談したいと回答した。

3. 入試手当の支給

組合は、今年行ったアンケート結果に基づき多くの教職員が試験業務は特殊性のある業務であると考えていることを示し、入試手当を支給するように要求した。これに対し大学は、共通テストの試験監督が大変なのは理解できるが、大学の経営上の問題から現時点での入試手当の支給については難しい。教員は裁量労働制だが、試験の当日は裁量労働制を外して超過勤務手当を支給しており、現段階ではそれが精一杯である。しかし、趣旨は分かるので、引き続き継続して検討したいと回答した。組合は、この件について引き続き要求していくことを大学に伝えた。

4. 非常勤講師の追試業務に対する賃金の支払

組合は、非常勤講師の公欠による追試業務に賃金が支払われていないことについて抗議し、今後の対応を質問した。これに対し大学は、学部などでは非常勤講師の窓口になる常勤教員が追試に対応することもあるが、科目の多い英語など主に教育推進機構の先生について追試の代理をたてることは無理だと思ふと述べた。そのような追試には新たな問題作成業務も発生することから、担当の非常勤講師に追試を依頼することを双方で確認した。加えて大学は、公欠による追試の業務で賃金を支払うのは当然なので、教養教育における追試験であれば、受験延期願及び公欠届の提出による正式な手続きをとってもらった上で支払うと回答した。

組合は、11月17日付けで学務部から出された教養教育科目期末試験における受験延期願の提出通知が学生に以前から周知されていたか質問した。これに対し大学は、公欠届については徹底していたが、受験延期願については徹底していたかどうか分からない。今後は徹底したいと回答した。

組合は、過去の未払いの追試業務の対応について質問した。これに対し大学は法的限度の範囲内で過去のものについても公欠による追試で本来の業務以外で勤務したことを届けていただければ対応可能であると回答した。

組合は、先生方が過去の追試業務を詳しく覚えていないと思うと伝え、大学に非常勤講師の聞き取り調査、部屋の利用記録の調査、最終成績を提出した期日の調査を提案した。これに対し大学は、過去に遡って調査となるとかなりの業務負担になる。法律上は未払いの賃金債権は未払いを有した方が確認できるものを持って請求するのが基本で、遡れる限度は3年である。各部局の学務担当に根拠資料になりそうなものを持って相談し、各部局で判断してもらうしかないと考えていると回答した。

組合は、非常勤の先生方が個別にするよりはとりまとめた方が良いと提案し、過去の未払い賃金の申請について非常勤講師への周知をしてもらえるのか質問した。これに対し大学は、どのような形で連絡するかについて検討すると回答した。

5. 学童保育中の教職員に対する車両通勤許可

組合は、鹿田キャンパスで通勤距離制限の変更により、学童保育の送迎が必要な場合の特別理由がありながら車両入構許可の対象から外れた教職員が高額な学外の駐車場の利用を余儀なくされている事例を示し、学童保育の送迎が必要な教職員は通勤距離にかかわらず入構を許可することと、駐車場のキャパシティの問題でどうしても入構を許可できないのであれば学外駐車場の利用を補助することを要求した。これに対し大学は、学外利用の補助はできない。通勤距離制限の線引きは、そのときの駐車場の逼迫状況により決めている。必要な方に必要な通勤方法ということは理解できるが、大学全体で考えていくと線引きは難しくなる。まずはどのような方が困られていて、どのような状況なのか具体的な話を教えていただければ検討するし、鹿田キャンパスとも相談できると回答した。

組合は、子育て環境と通勤距離の問題が同列に扱われていることに疑問を持っており、通勤のコントロールではなく子育て環境整備の問題として捉えてほしいと伝え、解決策として証明書類を出し状況を精査するなどして限定的に整備することはできないか、今回は駐車場の問題として訴えがあったのでこのような話になっているが、勤務時間のスライド変更で対応するなど大学側の解決策として他の方法も考えられないかと伝えた。これに対し大学は、もちろんそういう趣旨で答えており、そういう意味でまずは具体的にどういう状況か聞きたいと回答した。

組合は、津島地区で外部からの駐車場の利用料金が入ってきているが、交通環境の整備の予算として鹿田地区と合わせて使うことは行われていないか質問した。これに対し大学は、財源の一つとして考えているところはある。何に使うかは、組合からの意見も参考にして全体的に考えていきたいと回答した。

組合は、鹿田キャンパスのどのくらいの方が駐車場の利用で困っているのか大学に調査してもらえないか質問した。これに対し大学は、まずは個別の声に対してどうするかというところで検討を始め、これくらいの数なら対応できそうだと見当がつけば調査も考えたいと回答した。

組合は、相談窓口ができないか質問した。これに対し大学は、まずは各部局の総務人事担当に相談してほしい。また、人事課ダイバーシティ推進室のウェブサイト育児に関する制度をまとめて掲載しているので活用してほしいと回答した。

2024年3月22日

国立大学法人岡山大学学長

那 須 保 友 印

岡山大学職員組合執行委員長

高 岡 敦 史 印

人事院勧告の影響を受ける教職員数についての質問書回答

2月9日に大学に提出した「人事院勧告の影響する教職員数についての質問書」について、2月28日に大学から回答がありました。

回答から、比較的多くの方が人事院勧告の影響を受けないことが分かりました。常勤の教員には、2024年度から影響を受ける方、影響を受けない方が一定数いらっしゃいますが、それぞれ給与制度が、新年俸制、旧年俸制の方だと推測されます。非常勤の方は、大半が人事院勧告の影響を受けないことになっています。物価高の影響は給与制度に関係なく全ての方にありますので、人事院勧告の影響を受けられない方に対しても何らかのフォローが必要であると考えます。

組合では、この回答を重要な基礎資料として、今後の賃金交渉に活用していこうと考えております。この回答について、ご意見などございましたら組合までお寄せください。

令和6年2月28日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）
三 村 由香里

人事院勧告の影響する教職員数についての質問書（回答）

2024年2月9日付け岡大職組申第187号の質問書について、別紙のとおり回答しますので、よろしくお願いします。

別紙1

2023年人事院勧告の影響する人数について

常勤の人数

	2023年度から 影響する	2024年度から 影響する	影響しない
教員	690人	391人	460人
事務職員	778人	0人	162人
技術職員	110人	0人	43人
医療職員	1,387人	0人	1人
その他	38人	0人	152人
合計	3,003人	391人	818人

※基準日：令和5年12月1日

非常勤の人数

	2023年度から 影響する	2024年度から 影響する	影響しない
教員	1人	0人	755人
事務職員	112人	0人	377人
技術職員	15人	0人	383人
医療職員	26人	0人	26人
その他	10人	0人	2,195人
合計	164人	0人	3,736人

※基準日：令和5年12月1日

入試などの休日勤務に伴う学童保育サービスに関する 要求書回答

2月9日に大学に提出した「入試などの休日勤務に伴う一時保育サービスに関する要求書」について、2月28日に大学から回答がありました。

結論から言うと、要求は受け入れられませんでした。一時保育サービスの利用状況とあわせて、かかっている経費の情報提供もありました。大学によれば令和2年に組合や利用者からの要望に応じて一度値下げを行っており、その後、保育事業の外部委託への切り替えに伴い経費が増加しても料金はそのままにしており、理解してほしいとのことでした。

組合では、この回答を踏まえ今後の方針を考えていく予定です。この回答について、ご意見などございましたら組合までおよせください。

令和6年2月28日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）
三 村 由香里

入試などの休日勤務に伴う一時保育サービスに関する要求書（回答）

2024年2月9日付け岡大職組申第188号の要求書について、下記のとおり回答しますの
で、よろしくお願いします。

記

（要求事項）

- ・休日職務に伴う一時保育サービスの利用状況について、何件の募集に対し何件の応募があるのか、最近の事例から資料を組合に提供すること。
- ・岡山大学が提供する入試などの休日勤務に伴う一時保育サービスを無料にすること。一律無料がどうしてもできないのであれば、やむを得ない理由で一時保育サービスを利用する方の負担を軽減する策を講ずること。

（要求事項についての回答）

岡山大学の入試日における一時保育は、平成22年1月の大学入試センター試験（名称当時、平成22年1月実施）から実施しております。入試業務が長時間にわたる一方、岡山市内において早朝から利用可能な民間のベビーシッターや一時託児施設がほとんどない状況の中、大学として、業務時間に対応した保育環境を整備するとともに、送迎時間の負担を軽減する等、入試業務に従事する教職員が安心して子どもを預けられる保育環境を確保することは必須であると認識しています。

利用料金については、開始時から令和2年度大学入試センター試験（令和2年1月実施）まで、児童1人につき、1日3,500円、半日2,000円で設定しておりましたが、岡山大学職員組合及び利用者等からの要望を受け、令和3年度大学入学共通テスト（令和3年1月実施）一時保育以降、児童1人につき1日2,000円に減額改定いたしました。過去3年間の利用者の状況及び実施に係る経費は以下のとおりです。

対象年度	共通テスト（2日間）		個別学力検査	
	利用者数 (延べ児童数)	一時保育 実施経費	利用者数 (児童数)	一時保育 実施経費
令和4年度入試	1名／1世帯	約40,000円	—	—
令和5年度入試	10名／5世帯	約164,000円	3名／1世帯	約90,000円
令和6年度入試	8名／3世帯	約218,000円	10名／6世帯	約150,000円

令和4年度入試までは、学内保育施設なかよし園及びますかつと病児保育ルームの保育士に休日勤務を依頼し、一時保育を行っており、実施に係る経費は保育士の超過勤務手当額のみでしたが、それぞれの保育施設における本来業務への影響が大きいことから、令和5年度入試時の一時保育より外部委託での実施に変更しました。これにより、経費は大幅に増加しましたが、利用料金の改定は行っておりません。

今後も継続して一時保育を実施するため、厳しい財政状況の中でも予算を確保し、利用者の負担を抑えるよう引き続き努力して参りますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

全大教合同地区単組代表者会議報告

3月2日（土）11:00～17:00に全大教2024年春・新歓期合同地区単組代表者会議がオンラインで開催されました。今回、中四国地区は中部地区との合同開催でした。例年、春・新歓期の単組代表者会議では、団体交渉後の取り組みや新歓に向けての取り組みについて情報交換がなされます。

開会の中執挨拶では、民間の賃金上昇に伴い、給与増の人事院勧告が見込まれるが、最低でも国家公務員水準に下回らない給与水準を確保するために次年度の予算編成を行う時期に要望を出したほうがよいのではないかと、また今後は春闘のような活動も必要なのではないかとの話がありました。

セッション1

全大教中央執行委員会からの報告は、**高等教育**、**労働条件**、**組織拡大**の3つの課題にわけておこなわれました。

高等教育では、①国立大学法人法改正、②予算閣議決定後の文科省会見、③学教法改正全国組合間協議会、④奈良教育大附属小学校、⑤日本学術会議の5つについて対応や活動の紹介がありました。

労働条件では、2023 人事院勧告・給与勧告、専門業務型裁量労働制の本人同意、国家公務員の定年引上げ等について報告がありました。

組織拡大では、①紹介内容の再確認、②他大学各単組取り組みの活用、③年間を通した取り組みの具体化、④全大教ポスター・チラシ等の活用の4つについて活動の指針が示されました。

セッション2

単組交流希望テーマについて情報交換・取り組み交流は、岡山大学職員組合が要望した「勤務評価の情報を開示させることができる規則になっているか？」で各大学の規則の整備状況について情報交換しました。

セッション3

各大学単組からの報告は、順番に各単組からの活動報告がありました。報告の内容としては、団体交渉の進捗状況、学祭への自衛隊参加への対応、教員の自己研鑽の取り扱い、非常勤職員の給与決定の取り扱い一部改正への対応、組合の活動状況を尋ねてきた大学への対応などがあり、様々な問題について意見交換がなされました。岡山大学職員組合からは、①団体交渉、②共創、③新しい裁量労働制、④レクリエーション、⑤組合だよりの新連載記事の5つについて取り組みを紹介しました。

ふぁみりいコンサート

去る3月3日午後2時より、岡山シンフォニーホールにおいて「第6回楽しい仲間のふぁみりいコンサート」が開催されました。参加団体は、岡山大学職員組合合唱団、岡山大学環境理工文化部、ムジカニシムラ、SSG（昭和少女合唱団）、いぬねこぼんの5団体（総勢約30名）です。

岡山大学職員組合合唱団は、「愛唱歌で巡る日本の四季のメドレー」「逢えてよかったね」「しあわせになあれ」「小さな空」「美しく青きドナウ」「アメイジンググレイス」を歌いました。

コロナ後初めてのコンサートということもあり、緊張したメンバーもいたかもしれませんが、普段の練習の成果を発揮すべく、美しい歌声を披露することができました。

全ての曲目が終わった後、全員で“Take Me Home, Country Roads”を歌いました。その後、元組合委員長の中富公一さんの閉会の挨拶がありました。挨拶の後、盛大な拍手が沸き上がりました。そして参加者の皆さんは、その日の感動を胸に来年の再会を誓いながら、会場を後にしました。（荻野 勝）



岡山大学職員組合合唱団



加藤晴子先生の独唱



組合合唱団と一緒に 歌いませんか？

こんにちは！職員組合合唱団です。合唱団では月に3回、金曜日の18時00分から約1時間半、岡山北公民館で練習をしています。世界や日本の名歌、心にジーンとくる懐かしい歌等を楽しみながら歌っています。毎回、簡単なストレッチを行うことからスタートし、発声練習を行った後、季節感のある曲を選び、部屋いっぱい、公民館いっぱいに歌声を響かせています。身も体もほぐれ、一週間の疲れを解放しています。一度、練習風景を覗いてみてください。お待ちしております。

お問い合わせは、組合（内線7168）まで。

あなたも組合の仲間になりませんか？



教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。

教員の方も、事務職員の方も、パートの方も組合に入ることができます。加入申し込みは、各単組役員、もしくは左のQRコードからどうぞ。メールは、info@odunion.jpまで。

サイクリングで里山探訪（岡山編）

第4回 山の中の手作りパン屋さん

高橋裕一郎（理学部単組）

皆さんの中には、忙しい時にお昼をコンビニのパンですませしてしまう方も多いのではないのでしょうか。やわらかくて色々な副材料がはいっている惣菜パン（リッチ系もしくはソフト系のパン）は、手軽でおいしいので、小さな子供からお年寄りまで幅広い年代に人気があります。しかし、小麦粉・イースト・塩・水の基本材料だけで作られるシンプルなおいしいパンという方も、少数かもしれませんがいます。このハード系（リーン系とも呼ばれます）のパンは、表面は固いのですが中はやわらかく、噛むほどに味が出るのです。歯さえ丈夫であれば、通好みのお食事パンかもしれません。

ハード系のパンは街中の洒落たベーカリーにでないと手に入りにくいのですが、「本当においしいハード系のパンはなかなか見つからない」と難しいことを言う人がいます。ところが意外なことに、とんでもない里山の隠れ家のようなところに、満足できるほどおいしいハード系のパンを焼いているパン屋さんがあるのです。今回は、このようなハード系の手作りパン屋さんをサイクリングで訪れてみました。

一軒目は、第2回の連載で紹介した吉備中央町、円城の集落を南に外れたところにあります。国道429号を道の駅「かもがわ円城」の県道372号との交差点の信号を西に折れ、医王院のところの五叉路をいわず公園方面に南に曲がります。家並みの途切れた林の中の狭い道を進むと、右手に「焼き屋」の小さな立て札が立っています。そこを通り過ぎずに右に入っていくと、民家があり、その別棟でパンを焼いて販売しています。名前から判断してお好み焼き屋かなと間違えてはいけません。中に入ると大きな石造りの窯があり、そこでハード系のパンを中心にいろいろなパンを焼いています。全粒粉が入ったカンパーニュはもちろん、おやつ系のパンもあります。パンデミック前に初めて訪れたときは、ハード系のパンもきれいにクープ（切れ込み）があり、かなりおいしそうなお見目でした。しかし、噛むほどに味が出るというほどではなく、私には改善の余地がある



左：パン窯も手作り、右：ハード系のパンはおいしそう

かなという気がしました。しかし、パンデミック後に再訪したときは、実に味わいのあるパンに仕上がっていました。日々、パン作りに精進しているのでしょうか、とても感心しました。

二軒目は、吉備高原の奥地とも言える美咲町江与味の山の中にあります。ここへ辿り着くには旭川湖の江与味橋から県道49号を江与味の集落へ進み、県道379号を右に折れ、江与味製材所を過ぎた所のT字路を左に曲がります。ここから先は名も無き道を登ることとなり、どのように行くかはナビを頼りにして行くしかありません。辿り着いた所には、それこそ小さな集落があります。その集落の道路から脇に入る狭くて急な坂を下った所に、「石窯パン 雪 bolo」があります。ここも



煙突がある緑の屋根のパン工房は本当に山の中

車で行くときはよっぽど注意していないと通り過ぎてしまいます。ここには駐車スペースがほとんど無いので、登りが大変ですが自転車で行くのは大きなメリットです。ハード系のパンはとてもおいしく、リッチ系の惣菜パンやおやつパンも種類揃えてあります。すばらしいことに素朴な雰囲気のエートインもあります。土曜日しか営業していないのでお出かけの際は気をつけて下さい。



左：素朴なパンの陳列ケース、右：エートインコーナー

ところで、吉備中央町の加茂市場の総社の近くの宇甘川沿いに、大きなパン工場があります。ここでは、コンビニで売られているソフト系のパンを一日11万個製造しているそうです。今回紹介した手作りのパン屋さんとは正反対のタイプのパン工場も里山にあるんですね。見過ごしてしまいそうな些細なことですが、不思議だなと思いませんか。